

保護者の皆様へ

株式会社パソナフォスター

保育所における新型コロナウイルスへの対応について

日頃より、保育園の運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの国内での感染が広がっており、弊社としても更なる感染拡大を防止するため、施設においても厚生労働省や関係自治体等の国の対応を基本としながら、保育園の運営を行っております。

このたび、管轄自治体における保育所等の新型コロナウイルスに係る臨時休園等の基本方針を定められましたため、それに準拠し、次のとおり対応することにいたしました。

保護者の皆様におかれましては、ご自宅におかれましても感染予防に努めていただき、本対応についてのご理解とご協力をいただきますよう宜しくお願いいたします。

記

1. 基本方針に基づく対応

- (1) 保育園の運営に関しては、弊社リスクマネジメントの運営ルールに沿って、施設に勤務する職員の日々の体調管理ならびに施設内における新型コロナウイルスの感染予防に応じた対応にて運営を行っております。(イベントの自粛や延期、日々の個人の衛生管理、園外外出や部外者の園訪問の抑止ならびにその禁止など)
- (2) 施設に勤務する職員ならびにその家族(預かり園児含む)等にて、濃厚接触ならびに感染が確認された場合は、企業側ならびに関係各社と自治体との協議の上、休園措置を講じることがございます。また、企業側の従業員ならびにその家族でも同様の濃厚接触ならびに感染者が発生した場合は、企業側のガイドラインに沿って隣接した場所にある保育施設も同様の措置を講じることがございます。
- (3) 万が一、保護者の方ならびに園児が濃厚接触者と特定された場合には、**感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間は登園できません。**

2. 家庭での注意事項

各ご家庭で保護者、ご家族の方ならびに園児に次の①②の症状が見られる場合には、登園を避けて速やかに施設までご連絡ください。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られる場合にも、無理な登園を控えてご家庭での保育にご協力ください。

- ①風邪の症状や37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。)
- ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
※ 基礎疾患等のある方は、②の状態が2日程度続く場合

以上